

日本私立病院協会会報

第230号

目 次

◆ 卷頭言

1

消費税増税の方針決まる

全国公私病院連盟 副会長
社団法人岡山県病院協会 会長
医療法人誠和会倉敷紀念病院 院長

小出尚志

◆ 隨 想

3

名品「自画像」の真贋

日本私立病院協会 副会長
財団法人日産厚生会玉川病院 院長

中嶋 昭

◆ 最新情報 I

5

◆ 最新情報 II

24

◆ 会議報告

61

◆ 学会案内

63

平成23年8月

消費税増税の方針決まる

全国公私病院連盟 副会長
社団法人岡山県病院協会 会長
医療法人誠和会倉敷紀念病院 院長 小出尚志

6月末、政府・与党は社会保障と税の一体改革案を決定し、消費税は2010年代半ばまでに段階的に10%まで引き上げられることになる。



歴史を見れば、消費税は歴代の政権にとって鬼門であった。消費税を導入した竹下内閣や5%へ引上げた橋本内閣は言わずもがな、消費税増税を実施したか、あるいは公約に掲げた政党は選挙で軒並み惨敗の憂き目をみてきた。しかし、少子高齢化の進展により我が国の社会保障費は国債費を除く歳出の40%を占めるに至り、その自然増加分は年々1兆円に上る。無駄の節減や他の政策的経費の削減には限界があり、また経済の低迷で税収の落ち込むなか、すでにGDPの2倍超の巨額となった国債のさらなる増発も持続可能でない。自公政権時代から継続して検討されてきた『消費税増税とその社会保障財源化』はどうとう既定の方針となった。

さて、消費税法で「社会保険診療報酬が非課税」とされるが故に生じる「医療機関の損税」の理不尽さは従来から指摘されている。すなわち、本来医療における消費税は最終消費者＝患者が負担すべきものであるが、命に係ることに関して消費税はなじまないと政策的配慮から保険診療による医療費については非課税とされ、医薬品、医療機材、水道光熱費の諸経費等々の医療機関の仕入れに係る消費税分は患者に転嫁することができず、事業者である医療機関が負担している。国は、これに対する補填として消費税の導入時と税率引上げ時の2度の診療報酬改定で合計1.53%を上乗せすることで解決済とするが、その後の度重なるマイナス改定で補填の実態は失われている。

医療機関が被る損税については、病院の規模や診療内容により数百万円から数億円と大きく異なるが、1病院の年間平均で3000万円超、医療機関全体の総額では約5300億円、社会保険診療報酬の2%以上などの試算結果が報告されている。

現行制度のまでの消費税率アップは、損税の拡大によって多くの病院が経営危機に陥る可能性があり、なんとしても損税分を償還する制度設計が必要である。消費税の転嫁による患者負担を増やすことなく、同時に、医療機関の仕入税額控除が可能なベストの制度として「ゼロ税率」

の導入が提唱されている。ゼロ税率では、消費税は究極の軽減税率＝0%で課税されるので患者負担は生じず、医療機関が負担している課税仕入れに係る消費税も消費税の申告によって控除されることになる。

すでに、日本医師会や主要な病院団体は、この消費税法下の不合理性を指摘し、その改善を厚労省へ要望している。今こそ、我々病院関係者の一人ひとりが危機感を持って、積極的に行動すべき時期ではないだろうか。それぞれの地域から国政の場に出ている政治家に対して、また周囲のマスメディアに対して、そして医療の最終の消費者である市民・患者に対して、この消費税問題が医療機関の倒産、ひいては地域医療の崩壊につながること発信し、行動の輪を広げる必要がある。

